

# 学校いじめ防止基本方針

大阪府立島本高等学校

平成 26 年 4 月 1 日施行

平成 27 年 5 月 14 日改定

平成 30 年 7 月 19 日改定

令和 2 年 7 月 29 日改定

令和 4 年 7 月 29 日改定

令和 5 年 4 月 28 日改定

## 第 1 章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「規律・規範の確立と豊かな心のはぐくみ」を教育目標としており、そのために人権教育に重点をおいて取組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒がおこなう心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。（追加）

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 3 いじめ防止のための組織

組織を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。また、スクールカウンセラー等の活用により、より実効的ないじめの問題の解決を図る。

#### (1) 名称

「いじめ対策会議」

#### (2) 構成員

校長、教頭（委員長）、生徒支援主任、首席、生徒指導主事、支援教育コーディネーター、中退防止コーディネーター、保健主事、各学年主任、各学年生徒支援委員、養護教諭

#### (3) いじめ対策に関する役割（いじめの未然防止を主な役割とする）

##### ア 未然防止

いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりをおこなう

##### イ 早期発見・事案対処

- ① いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ② いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有をおこなう役割
- ③ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断をおこなう役割
- ④ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

##### ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組み

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正をおこなう役割
- ② 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ③ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しをおこなう役割（PDCA サイクルの実行を含む。）

#### 4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

	2年	3年	学校全体
3月 4月	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 個人懇談週間 (生徒からの情報収集)  人権学習（いじめを考える） 健康診断 遠足	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 個人懇談週間 (生徒からの情報収集)  健康診断 進路HR	いじめ対策会議①：年間計画の確認、前年度情報を共有)  「学校いじめ防止基本方針」のHP更新  全校集会
5月		人権HR（ネットと人権問題）	P T A総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 交通安全指導
6月	体育的行事 保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	体育的行事 修学旅行	
7月	「いじめアンケート」実施	「いじめアンケート」実施  保護者懇談 (家庭での様子の把握等)	いじめ対策会議②：進捗確認・アンケート確認)
8月			
9月			教育相談週間 交通安全指導 公開授業週間
10月	保護者懇談週間	保護者懇談週間	芸術祭 全校集会
11月	遠足 文化的行事 「いじめアンケート」実施 保護者懇談 (家庭での様子の把握)	遠足 文化的行事 「いじめアンケート」実施 保護者懇談 (家庭での様子の把握)	いじめ対策会議③：状況報告と取組みの検証・アンケート確認)
12月			
1月	「いじめアンケート」実施		いじめ対策会議④：年間の取組みの検証)
2月	人権学習		
3月			

## 5 取組み状況の把握と検証（P D C A）

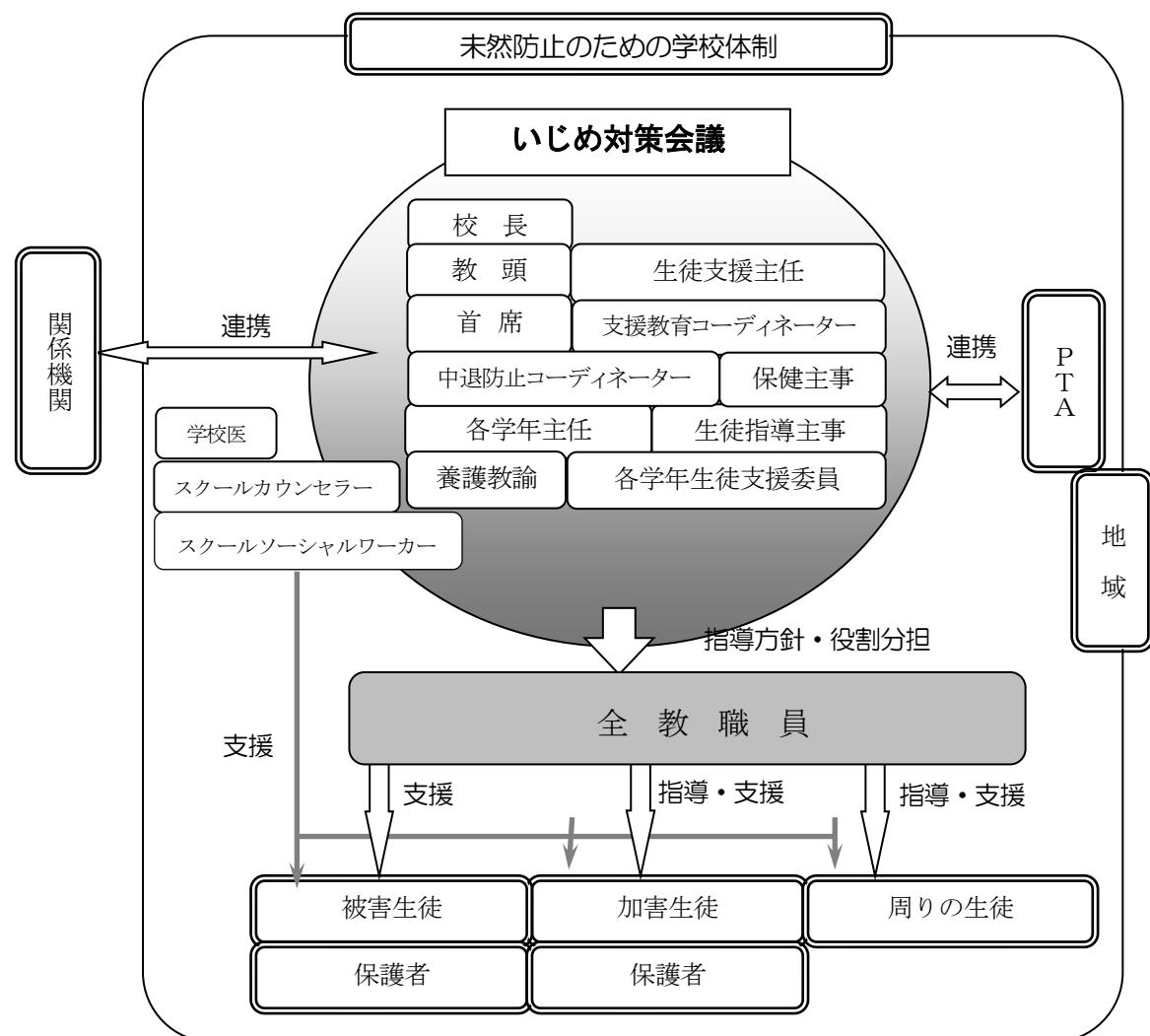
いじめ防止等の取組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、年度初め、及び各学期の終わりにいじめ対策会議を年4回開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じて学校基本方針や計画の見直しなどをおこなう。

## 第2章 いじめ防止

### 1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な探求の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、自己肯定感を養い、違いを認め、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



## 2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して、すべての生徒に起こりうる可能性があるものとして全校生徒を対象に事前の働きかけ、未然防止の取組みをおこなうことを、研修等を通して徹底する。
- 生徒に対しては、日常的に「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を学校全体で醸成して働きかける。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。
- そのために、学校行事やホームルーム、総合的な探求の時間等を通して互いの存在を認めあうような取組み、社会体験や生活体験の場や機会の提供をおこなうなど、学校の教育活動全体を通じた人権教育を充実させる。
- 指導に当たっては、生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組みをおこなう。その際、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組みをおこなう。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、生徒が学校で過ごす時間の中で最も長い授業が生徒にとってストレッサーになっていないか、生徒の不安や不満が高められていなかいか、等を検証し改善していくことが大切である。
- 分かりやすい授業づくりを進めるために、授業公開週間を年1回設け、教員が互いに授業参観し合うことで、教科を跨いでの話し合いができる環境を作っていく。
- 生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことが必要である。また、クラス開きから担任を中心に居場所づくり・絆づくりをキーワードにHR経営を進めていく。
- ストレスに適切に対処できる力を育むために、常日頃から一人ひとりの違いを認め、ほめる機会を増やして自己肯定感を育てていく。また、さまざまな行事を通じて他者との協力・尊重や他者への感謝の気持ちを持たせることができるように体験を増やしていく。これらの取組みにより、少しぐらいのストレスには負けない自信を育んでいく。
- いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うために、「いじめられる側にも問題がある」というような教職員の言動や、いじめている生徒やはやし立てている生徒を容認するようなことがないよう徹底していく。
- また、発達障がいを含む障がいのある生徒、外国にルーツのある生徒、性同一性障がいや性的指向・性自認にかかわる生徒、災害等により被災した生徒または避難している生徒など、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援をおこなうとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的におこなう。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、始業の会、終業式および全校集会など全校生徒が集まる機会を設け、全校生徒の前で教職員の経験を話す機会や、生徒の行いや成果をほめる機会を数多くつくりだす。生徒指導においても、頭髪指導や遅刻指導等において、ただ厳しいだけの指導ではなく、自ら改善できる仕組みを明確に設定し、段階的に主体的な取組みにより改善していくことができるようにするなど、自主的達成感を持たせる指導をおこなう。
- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取組む方法として、人権学習を計画的に実施する。また、各学期「いじめアンケート」をおこない、担任から『いじめは絶対にゆるされないこと、嫌

なことがあれば一人で悩まず話しやすい大人にいつでも相談できる』、というメッセージを発信する。

- (6) 保護者や地域に広く、いじめの問題やこの問題への取組みについての理解を深めるべく、PTAや地域の関係団体などとの連携を図りながら、学校いじめ防止基本方針の趣旨及び方針に基づく対応に係る広報啓発を充実する。

### 第3章 早期発見

#### 1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある生徒がいじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていくとする熱い行動力が求められている。

#### 2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートは各学期末におこなう。相談することがない生徒も提出するよう指導する。

定期的な教育相談としては、いつでも相談を受けることができる体制を整える。また、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用する。日常の観察として、担任・副担任は終礼やホームルームで生徒の状況を確認し、授業担当者は一人ひとりの顔を見ながら出欠点呼をおこない、些細なことでも気付いたことがあればすぐに記録をとり、担任に報告する体制を整える。担任は報告を受けたことをすぐ管理職に報告とともに、各学年生徒支援委員に報告する。相談室だより「こころときずな」を発行するなどして、相談窓口の周知をおこなう。

- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため、担任は日々のルーティーンとして保護者との連絡を密にする。学校で気になる言動が見られたときや欠席、遅刻が増えた場合には、保護者に連絡をとり、家庭での様子や学校での情報共有をおこなう。学校で気付けないことでも保護者との連携をすることで、積極的に情報提供をしていくことができる関係づくりを心がける。

- (3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、「24時間いじめ相談ダイヤル」等の周知徹底をおこなう。

- (4) ポスター（教室・廊下）・案内配付により、相談体制を広く周知する。

また、全教職員向けにチェックリストを作成し配付することにより、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。同時に、毎週一回生徒支援会議を開催し、生徒に対しての支援や情報交換をおこなう。「いじめ」の兆しがあれば生徒支援会議を中心に、聞き取りを行いながら、いじめ対策会議につなぐなど、情報共有することで体制の点検を強化する。

- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な扱いについて、学校の設置者または学校は、生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。質問紙調査の実施により得られたアンケートについてはいじめられた生徒またはその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その趣旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。

## 第4章 いじめに対する考え方

### 1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化をおこない教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

### 2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあつたりした場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめ対策会議と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認をおこなう。

- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧におこなう。

- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### 3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策会議が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーや学校医等の協力を得て対応をおこなう。

### 4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取をおこなう。

いじめに関わったとされる生徒からの聞き取りにあたっては、個別におこなうなどの配慮をする。

- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、

継続的な助言をおこなう。

- (3) いじめた生徒への指導に当たっては、家庭訪問や別室指導等個別に指導する機会を設け、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。また、指導する時間については2時間を目途として実施する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーや学校医等の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

## 5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたり、はやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようとする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任を中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

## 6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策会議において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

(3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

## 7 いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断することが重要である。

### (1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ対策会議の判断により、より長期の期間をもって判断するものとする。

### (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害生徒本人がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談などにより確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

上述のいじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあることを踏まえ、学校の教職員は、該当いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察をおこなう。

## 第5章 その他

### 重大事態への対応

#### 1 重大事態の判断

(1) いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

(2) いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「相当の期間」とは、年間30日以上を目安とする。ただし、生徒が一定期間、継続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する必要がある。

※生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして、報告・調査にあたる。

#### 2 報告について

学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて、同地方公共団体の長（府知事）へ事態発生について報告する。

### 3 調査について

事案の調査については、学校設置者（教育委員会）の判断のもと、調査にあたる。